# 1　水田活用の直接支払交付金等

**【令和６年度予算概算決定額　301,500（305,000）百万円】**

**＜対策のポイント＞**

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり**、**産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組**、**畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

**＜政策目標＞**

○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha［令和12年度まで］）
○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t［令和12年度まで］）
○ 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

## ＜事業の内容＞

**1．戦略作物助成**

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

**2．産地交付金**

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。

**3．都道府県連携型助成**

**都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

**4．畑地化促進助成**

**水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援**します。

**5．コメ新市場開拓等促進事業　　11,000（11,000）百万円**

**産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。※7

※7　予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

**＜事業の流れ＞**

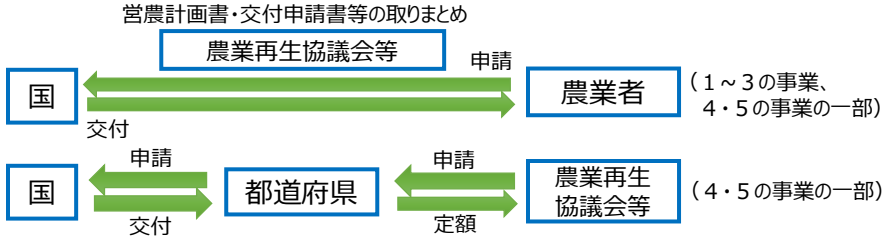


## ＜事業イメージ＞

### 戦略作物助成

| 対象作物 | 交付単価 |
|---|---|
| 麦、大豆、飼料作物 | 3.5万円/10a※1 |
| WCS用稲 | 8万円/10a |
| 加工用米 | 2万円/10a |
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2 |

**＜交付対象水田＞**

- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
※2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5~9.5万円/10a）
今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

### 産地交付金

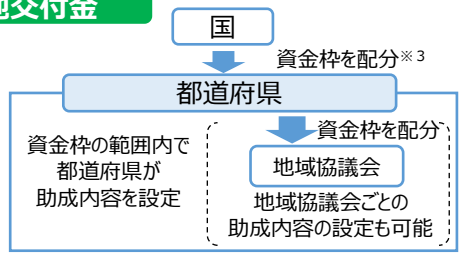


○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

| 取組内容 | 配分単価 |
|---|---|
| そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ） | 2万円/10a |
| 新市場開拓用米の複数年契約※4（3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分） | 1万円/10a |

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

### 畑地化促進助成（令和5年度補正予算と併せて実施）

① **畑地化支援**※5：14.0万円/10a
② **定着促進支援**※5（①とセット）：2万円（3万円※6）/10a×5年間
または10万円（15万円※6）/10a（一括）
③ **産地づくり体制構築等支援**
④ **子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）

※5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）
※6：加工・業務用野菜等の場合

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-0191）